

充実せよ！ 見守り政策

池田 慈 議員

こどもを守る 110番の家



茨城県警察本部
子ども110番の家シンボルマーク

問 孤独死や子どもの虐待防止のため、市では市内事業者と見守り協定を結んでいる。今後、さらに多くの業種と協定を結ぶべき。

健康福祉部参事 増やす方
向でやっていきたい。

問 二つの課で分かれて見守り協定書を結んでいる。一つの課が担当すべき。

健康福祉部長 それぞれの協定の中でネットワークがある。これを広げていくことが実効性あるものになる。

問 協力事業者を集め、研修や情報共有する機会を。

答 やっていくべきと思う。

問 協力事業所ステッカーを作成し、アピールを。

答 協力事業者の考えを聞いていきたい。

問 子ども110番の家協力者に、逃げ込んできたときのマニュアルの配布や、子どもたちに訓練の実施を。学務給食課長 マニュアルは配布している。子どもたちには防犯教室を実施。

家賃補助で 子育て充実

加増 充子 議員

問 井野団地や戸頭団地の空室に、子育て世代が低廉な家賃で住み続けられるよう家賃補助等をすべき。

都市整備部長 賃貸住宅に住まわれるよりは、中古住宅を取得していただけて取り手市に長く住んでいただきたく、補助制度を設けた。

副市長 市としては、新しい住民を呼び込むための施策を打ち出している。これを理解していただきたい。

問 市が行おうとしている施策は、一定の高額所得を得ている方に限られる。お金がない若い世代を考慮すべき。住宅リフォーム助成制度導入によって地域経済も活性化。この考えは。



井野団地

副市長 多くの方々に、新しい補助制度を使っていたら、市民が増え、地域経済が発展するために設けた。まちづくり振興部長 リフォーム助成は一定業種に特化してしまう。市としては、空き店舗活用事業の拡充促進や、保証料を全額負担して、低金利で設備投資にも融資が受けられる支援策を展開している。

今後どうなる？ 文化芸術施策

飯島 悠介 議員

問 関係団体や機関とのつながりを強め、取手市の文化芸術の振興を図るべき。創造都市ネットワーク日本に参加しているが、その活動内容は。

文化芸術課長 平成26年に参加承認を頂き、参加自治体のセミナー等の案内が情報として送られてくる。

問 今年9月、茨城県北芸術祭が開催される。取手市はどのように関わっていくのか。

政策推進部長 特にない。問 来県者が増える好機を生かし、商工会等と積極的に連携していただきたい。

茨城県は文化振興条例を制定し、幾つかの市では文化振興方針を既に作成している。取手市もしっかりと連携して存在感を示すべき。

答 早速に方針的な物の検討等に入っていきたい。

問 総合計画から「取手アートタウンの実現」の言葉がなくなった。今後、何を大事な柱として文化芸術施策を行っていくのか。

答 第5次から発展的に第6次計画に移り、結び付けていくもの。より積極的に進めていく。

学校生活での悩みごとや相談ごとは・・・

取手市青少年センターへ

こどもの電話 0297-72-8080
受付時間 月曜日～金曜日（平日のみ）
9:00～16:30
メール seishounensoudan@city.toride.ibaraki.jp
(メール受付は24時間対応)

取り組みは？ いじめ早期発見

落合 信太郎 議員

問 いじめ防止対策推進法施行から2年半。3年をめぐりに見直すことになっている。法を受けて市でもいじめ防止基本方針を策定したが、現状は。

教育長 この方針は、いじめ防止対策推進法12・13条に基づき、全ての学校で方針を策定している。市では教育委員会事務局で作成、平成26年から運用し、改正案を協議し、さらに充実を図っている。

問 いじめの早期発見は、先生による子どもの変化察知が一番だが、市の取り組みは。

指導課長 全小中学校で生活についての調査やアンケートを実施し、教育委員会ですら3回集約、きめ細やかな取り組みをしている。

問 すぐにSOSを発信できる、メールやアプリを活用した窓口を設置しては。

答 教育相談センターではメール相談や、24時間録音による電話相談が可能。

問 早期発見の取り組みとして心理相談を以前実施していたが、今後は。

答 そのテストの効果は肌で感じているが、分析には費用も掛かるため、予算等含めて検討。

条例に反する！ 米ノ井地域埋め立て

関戸 勇 議員

問 取手市は、この10年、建設残土の埋め立てによって、貴重な自然環境が次々姿を消した。米ノ井地域では、ハイケボタルの姿が消



下々田の市道(米ノ井地先)

えた。環境基本条例に反するのでは。

まちづくり振興部次長 抵触しない認識している。

問 建設残土が水路に流れ込み、水路の水位が上がったため、常時、水田と同じ水位となり、耕作に深刻な影響がある。条例に反するのでは。

管理課長 残土の堆積は見受けられない。水路の中にある水草が原因と思われるため除去した。その後は、改善されている。

問 市道脇の土が崩れかけている。依然として修復されていない。対応を。

答 早速にのり面の作業を進めたい。